

臨床心理士による被収容者に対するカウンセリング実施要項

1 目的

この要領は、大阪出入国在留管理局（以下「大阪局」と言う。）に収容中の被収容者に対する臨床心理士によるカウンセリングを円滑かつ効果的に実施するための必要な手続を定め、もって適正な処遇に資することを目的とする。

2 開始時期

平成31年4月から

3 実施日時

毎月第二・第四金曜日 13時00分から17時00分まで

祝日及び年末年始期間中にある場合は、別途検討することとする。

臨床心理士の都合による日程変更の申し入れには、柔軟に対応する。

4 実施者

臨床心理士 [REDACTED]

5 実施場所

当局収容場 [REDACTED]

カウンセリングを実施する際は、室内を整頓し、カウンセリングに必要な資機材を準備する。

6 実施人数

毎回被収容者2名程度

7 カウンセリング対象者の選定

(1) カウンセリングの対象者は、以下のいずれかとする。

- ・ 医師等の推奨を受けた者
- ・ 過去にカウンセリングを受けた者のうち、臨床心理士が再度のカウンセリングが必要と判断した者
- ・ 看守責任者が必要と思料した者
- ・ 被収容者本人から申し出があった場合
- ・ 長期被収容者
- ・ その他、処遇部門首席入国警備官（不在時は処遇企画担当統括。以下同じ。以下「首席入国警備官」と言う。）が必要と判断した者

(2) 処遇日勤統括（不在時は処遇日勤担当上席。以下同じ。）がカウンセリング対象者を認知したときは、被収容者から申し出のあった場合を除き、適宜の職員を通じて

被收容者本人にカウンセリングを推奨するものとする。

カウンセリングに同意した被收容者については、カウンセリング候補者として処遇日勤統括がとりまとめを行い、関係資料を添えて首席入国警備官に報告する。

- (3) 首席入国警備官は、当該報告に基づいてカウンセリング対象者を選定の上、臨床心理士に身分事項及び必要な情報を提供するものとする。

8 カウンセリング実施手続

首席入国警備官は、カウンセリング実施に当たり、男子区及び女子区処遇統括に指示して不測の事態に対処するための職員を配置するなど、必要な措置を講じるものとする。

なお、カウンセリング実施に当たり、通訳が必要と認められるときは、あらかじめ対面又は電話による通訳を手配する。

9 カウンセリング結果の報告及び反映

- (1) 首席入国警備官は、カウンセリング実施後、カウンセリングの概要及び所見について、適宜の方法で臨床心理士から報告を求める。
- (2) 臨床心理士から医療措置の必要性に係る意見があったときは、首席入国警備官が指示して適切な対応を執ることとする。
- (3) カウンセリングを実施した際は、別記1の様式による報告を行う。

局長	次長	警備監理官	会計課長	企画管理首席	処遇首席	企画統括	男子区統括	女子区統括	日勤統括	看責	副看	担当官

平成 年 月 日

大阪出入国在留管理局長 殿

処遇部門

入国警備官

警備士長

カウンセリング実施報告

1 実施日時及び場所

日時 平成 年 月 日 (金) 時 分から 時 分

場所 大阪出入国在留管理局 [REDACTED]

2 カウンセリングを受けた被收容者の身分事項

(1) 国 籍

氏 名

性 別

收容番号 —

(2) 国 籍

氏 名

性 別

收容番号 —

(3) 国 籍

氏 名

性 別

收容番号 —

3 カウンセラーの身分事項

臨床心理士 [REDACTED]

4 その他

特記事項なし。

